

**「文化庁移転を契機とした生活文化の振興」事業の
企画運營業務委託事業者選定に係るプロポーザル実施要領**

1 目的

本要領は、「文化庁移転を契機とした生活文化の振興」事業の企画運營業務に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託の概要

(1) 事業の名称

「文化庁移転を契機とした生活文化の振興」事業の企画運營業務

(2) 業務内容

別紙1仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 委託金額の上限

金5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額には、業務の実施に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

(5) 支払条件

委託業務完了後に受託者の請求により支払う。

3 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者若しくは個人又は法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 前号に該当せず、かつ、次のアからクに掲げる条件を満たす者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること。

ウ 法人税又は所得税及び消費税の滞納がないこと。

エ 京都市の市民税及び固定資産税の滞納がないこと。

オ 京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納がないこと。

カ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定す

る暴力団密接関係者でないこと。

ク 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

※ 契約の履行を複数の事業者で分担することが想定される場合は、上記の(1)、(2)の条件を満たす複数業者による連合体（以下「コンソーシアム」という。）を形成し、契約は、事業者側が定めた代表幹事事業者と本市の間で締結する。

契約締結時には、代表者、責任分担等を定めたコンソーシアム協定書（任意様式）の写しを提出すること。

4 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加申込書（様式1） 1部 ※印不要

イ 誓約書（様式2） 1部

ウ 会社概要（様式3） 4部 ※印不要

「主な業務実績」については、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるもの1件を記載すること。

また、記載した業務実績については契約書の写し（件名、契約年月日、発注者名が分かる部分のみ）を添付すること。

エ 企画提案書（自由様式） 4部 ※印不要

別紙1「仕様書」7(1)、(2)、(3)について、次の事項に関する企画を具体的に記入すること。用紙サイズはA4とし、様式は任意とする。

- ・ 広報計画及び運営計画（受託希望者が提案する独自の計画）
- ・ 事業実施計画、業務実施体制

本業務における取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。

オ 見積書（様式4、内訳書） 4部 ※印不要

本業務に係る受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での見積書（内訳付き）も提出すること。必ず、事業構成要素ごとに金額を示すこと。

なお、内訳書の様式は任意とする。また、消費税は10%で計上すること。

カ その他（各1部）

「3 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、参加申込書及び企画提案書の提出時に、以下の書類を合わせて提出すること。

- ・ 法人の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- ・ 「3 参加資格」(2)ウ、エを証明する納税証明書（エについては、京都市内に事業所等が所在する場合又は、固定資産を所有する場合のみ）
- ・ 調査同意書（水道料金・下水道使用料）
- ・ 「3 参加資格」(2)カを証明する免許等

※ WEB サイト「京都市情報館」で公開する本「要領」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

※ 提出部数が4部のものは正本1部と複写3部とする。

※ 見積書に添付する内訳書は自由様式とし、積算根拠が分かるようにすること。

(2) 提出期限

令和5年4月6日（木）午後5時必着

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前9時から正午まで及び午後1時から5時までとする。

(3) 提出方法

担当部署宛てに、持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）とする。

ただし、郵送の場合は必ず到達確認を行うこと。

5 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和5年3月29日（水）午後5時までに、担当部署宛てに質問書（様式自由）により電子メールで提出すること。面談又は電話での質問は受け付けない。

質問者に関する情報は伏せたいうえで、令和5年3月31日（金）までに京都市情報館に回答を掲載する。

6 担当部署

文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課（担当：濱田、山田）

〒604-8571 住所記入不要

電話：075-222-3119 / FAX：075-213-3181

メールアドレス：bunka@city.kyoto.lg.jp

7 企画提案書の審査概要

(1) 審査方法

提出された企画提案書等に基づき、別紙2「委託候補者選定評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、各項目の合計点が6割以上の評価を得た参加者の中から受託候補者1者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する必要があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査委員会

審査委員会は、以下の委員で構成する。

【審査委員】（4名）

委員長 文化市民局文化芸術都市推進室長

委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当課長

委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当係長

委員 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課担当

(3) 審査結果の通知

審査結果については令和5年4月10日（月）までに、参加者全員に通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

8 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

9 スケジュール

内 容	期 限
質問の受付	令和5年3月29日（水） 午後5時必着
質問の回答	令和5年3月31日（金） までに回答
参加申込書等の提出	令和5年4月 6日（木） 午後5時必着
審査委員会の開催	企画提案書等の提出後直ちに
選定結果の通知	令和5年4月10日（月） までに通知
業務委託契約の締結	選定結果の通知後速やかに

10 契約に関する基本的事項

委託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

- (1) **契約形態**
委託契約とする。
- (2) **契約金額**
協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。
- (3) **契約内容**
契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。
- (4) **契約期間**
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) **再委託の禁止**
包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本市の承認を得ること。
- (6) **その他**
本要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、本市が指示するところによるものとする。

11 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類及び企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本市の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (7) 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。
- (8) 本市から提供した文章及び写真等を無断で第三者に提供すること及び他の目的に利用

することを禁止する。